

沖縄医療生協奨学金貸付契約書

沖縄医療生活協同組合

沖縄医療生協奨学金貸付規程

(意義)

第1条 本規程は、沖縄医療生活協同組合（以下、医療生協という）の理念及び全日本民主医療機関連合会（以下、民医連という）の民医連綱領に賛同する学生の経済的な援助を行い、医療生協の医療活動の後継者を育成する事を目的とする。

(適用条件及び対象)

第2条 この規程の適用を受けようとする者は、次の①ないし④のいずれかに該当する者で、現在又は将来、医療生協に勤務し又は勤務することを希望する者とする。

- ①大学医学部、歯学部及び薬学部に在学中の者。
- ②看護師養成機関に在学中の者。
- ③診療放射線技師養成機関、臨床検査技師養成機関に在学中の者。
- ④その他必要と認める技術者の教育機関に在学中の者。

(奨学生の年齢制限)

第3条 卒業時の年齢が35歳未満の者を対象とすることを原則とする。35歳以上の奨学生希望者については常務理事会で判断する。

(奨学生の定数)

第4条 奨学生の定数は理事会で定める。

(手続き)

第5条 この規程の適用を受けようとする者は、必要書類を常務理事会に提出するものとする。

(審査)

第6条 前条の規定による申請を受理したとき、常務理事会は直近の常務理事会で審査し、決定後、遅滞なく本人に通知しなければならない。

2 前項の審査の基準は次のとおりとする。

- ①本人が将来医療生協の職員となる希望の有無。
- ②本人が民医連、医療生協の方針に沿う資質を有しているか否か。
- ③本人の該当学業に対する熱意の程度。
- ④連帯保証人の保証能力。

(奨学金)

第 7 条 奨学金の貸付額は、次の通りとする。

- | | |
|----------------------------------|--------------|
| ①医科・歯科学生 | 月額 100,000 円 |
| ②薬学生 | 月額 50,000 円 |
| ③保健・助産・看護学生、理学療法士、作業療法士、放射線・検査学生 | 月額 30,000 円 |

(奨学生の義務)

第 8 条 奨学生は在学期間中就学に努め、将来、医療生協の職員としてふさわしい資質の向上に努めなければならない。

(奨学生の職員採用)

第 9 条 奨学生を医療生協の職員として採用するにあたっては、筆記試験、面接等を行い、学業成績及び採用人員を考慮の上、常務理事会で決定する。

(奨学金の貸付期間)

第 10 条 奨学金の貸付期間は、その学校又は養成機関の就学期間を最長とし、契約書に記載した期間とする。

(奨学金貸付の一時停止)

第 11 条 在学期間中、病気、旅行、その他の理由で休学している期間は、奨学金の貸付を一時停止する。

(奨学金の打ち切り)

第 12 条 次の各号に該当する時は、常務理事会は奨学金貸付を打ち切る事ができる。

- ①民医連・医療生協の方針に反する行為があったとき。
- ②常務理事会の指示に従わない場合。
- ③常務理事会に提出された必要書類に虚偽の記載があったとき。
- ④当該学校より処分を受けたとき。

(奨学金の辞退)

第 13 条 奨学生は、いつでも奨学金貸付を受ける事を辞退することができる。

(奨学金の返済義務)

第 14 条 奨学金の貸付を受けた者は、次の事由が発生した時から 3 ヶ月以内に貸付を受けた奨学金を一括して返済する。

- ①第 12 条に該当する者は、貸付を打ち切られた時。
- ②第 13 条に該当する者は、辞退した日。
- ③その他の者は、契約期間満了日。

(利息)

第 15 条 前条による貸付金の返済は、貸付金を各受領した日より年 1.0%の割合による利息金を付加して支払う。

(返済猶予等)

第 16 条 奨学金と利息の一括返済が不可能な時、その理由が妥当にしてやむを得ないと認められる場合は、医療生協と返済者との協議のうえ返済期間と返済方法を考慮することができる。但し、その場合返済方法については、書面で契約を取り交わすものとする。

(返済免除)

第 17 条 奨学金の貸付を受けた者が、奨学金の貸付を受けた期間、医療生協に勤務した場合は奨学金の返済を免除する。但し、医師については研修終了後から奨学金の貸付を受けた期間、医療生協に勤務した場合とする。

(中途退職者の返済方法)

第 18 条 医療生協に勤務し奨学金返済を免除されている者が、返済免除の期間を勤務せずに途中で退職した場合は、次の方式により返済するものとする。

- A 貸付けた奨学金総額＋その利息
 - B 資格取得後医療生協に勤務した年数
 - C 奨学金の貸付を受けた年数
- $$A - \{A \times (B \div C)\}$$

<附則>

1. この規程の改廃は、理事会で行う。
2. 本規程は 1976 年 3 月 10 日より実施する。
3. この規程は 1986 年 1 月 1 日より実施する。
4. この規程は 1995 年 12 月 7 日より実施する。
5. この規程は 1997 年 10 月 23 日より実施する。
6. この規程は 1998 年 4 月 1 日より実施する。
7. この規程は 2004 年 4 月 1 日より実施する。

8. この規程は2005年2月9日より実施する。
9. この規程は2012年7月28日より実施する。
10. この規程は2018年10月27日より実施する。

奨学生に関する誓約書

沖縄医療生活協同組合

理事長 上原 昌義 殿

私は、沖縄医療生活協同組合の奨学金規定を十分理解し、奨学生となることを誓います。尚、在学中にあつては、奨学金規定を遵守し、常に勉学に励み心身ともに健全なる成長への努力を致します。

学校名 _____ 専攻 _____

奨学生適用期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記のことを確認し、ここに奨学生に関する誓約書を提出致します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

本人 本籍地 _____

現住所 _____

氏 名 _____ 印

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 年齢 _____ 歳

連帯保証人 現住所 _____

TEL _____

氏 名 _____ 印 続柄 _____

保証人 現住所 _____

TEL _____

氏 名 _____ 印 続柄 _____

口座振込申請書

20 年 月 日

氏名： 印

奨学金の口座振込について、次の通り申請いたします。

記

奨学金振込指定口座

金融機関コード				支店コード			
ふりがな							
銀行							
信用金庫							
信用組合							
支店							
(店番号)							
普通（総合）口座番号							
氏名	カタカナ						
	漢字						
理由	新規 ・ 変更 ()						

【注意】

1. 奨学金の振込口座は、琉球銀行が望ましいが、県外の場合はその限りではない。
2. 学生名義の口座をご記入下さい。

奨学生に係る書類の提出について

注意事項をご確認の上、下記の2つの書類をご提出下さい。

- 1、奨学生に関する誓約書 2部
- 2、口座振込申請書 2部

【注意事項】

イ) 「奨学生に関する誓約書」は、連帯保証人及び保証人の署名、押印の上速やかに返送して下さい。

※1 連帯保証人は収入のある1親等（保護者）の名前を記入

※2 保証人は原則として4親等以内の親族で、本人・連帯保証人とは生計を別にする就労者の名前を記入

ロ) 月送金分は、経理処理上間に合わないため、月送金と合わせての振り込みとなります。あしからずご了承願います。

ハ) 提出期限 20 年 月 日 ()

ニ) ご不明な点は、担当者までご連絡下さい。

沖縄民医連 医学生担当 TEL : 098-833-3397

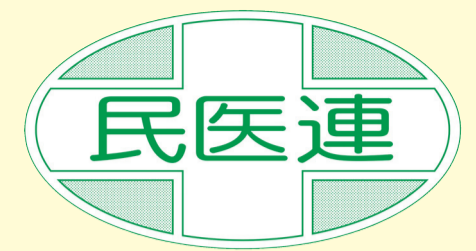
【送付先】

〒900-0024

沖縄県那覇市古波蔵 4-10-53 健康企画ビル 3階

沖縄県民主医療機関連合会 医学生担当者 宛

民医連綱領



私たち民医連は、無差別・平等の医療と福祉の実現をめざす組織です。

戦後の荒廃のなか、無産者診療所の歴史を受けつぎ、医療従事者と労働者・農民・地域の人びとが、各地で「民主診療所」をつくりました。そして1953年、「働くひとびとの医療機関」として全日本民主医療機関連合会を結成しました。

私たちは、いのちの平等を掲げ、地域住民の切実な要求に応える医療を実践し、介護と福祉の事業へ活動を広げてきました。患者の立場に立った親切でよい医療をすすめ、生活と労働から疾病をとらえ、いのちや健康にかかわるその時代の社会問題にとりくんできました。また、共同組織と共に生活向上と社会保障の拡充、平和と民主主義の実現のために運動してきました。

私たちは、営利を目的とせず、事業所の集団所有を確立し、民主的運営をめざして活動しています。

日本国憲法は、国民主権と平和的生存権を謳い、基本的人権を人類の多年にわたる自由獲得の成果であり永久に侵すことのできない普遍的権利と定めています。

私たちは、この憲法の理念を高く掲げ、これまでの歩みをさらに発展させ、すべての人が等しく尊重される社会をめざします。

- 一、人権を尊重し、共同のいとなみとしての医療と介護・福祉をすすめ、人びとのいのちと健康を守ります
- 一、地域・職域の人びとと共に、医療機関、福祉施設などとの連携を強め、安心して住み続けられるまちづくりをすすめます
- 一、学問の自由を尊重し、学術・文化の発展に努め、地域と共に歩む人間性豊かな専門職を育成します
- 一、科学的で民主的な管理と運営を貫き、事業所を守り、医療、介護・福祉従事者の生活の向上と権利の確立をめざします
- 一、国と企業の責任を明確にし、権利としての社会保障の実現のためにたたかいます
- 一、人類の生命と健康を破壊する一切の戦争政策に反対し、核兵器をなくし、平和と環境を守ります

私たちは、この目標を実現するために、多くの個人・団体と手を結び、国際交流をはかり、共同組織と力をあわせて活動します。

2010年2月27日

全日本民主医療機関連合会 第39回定期総会